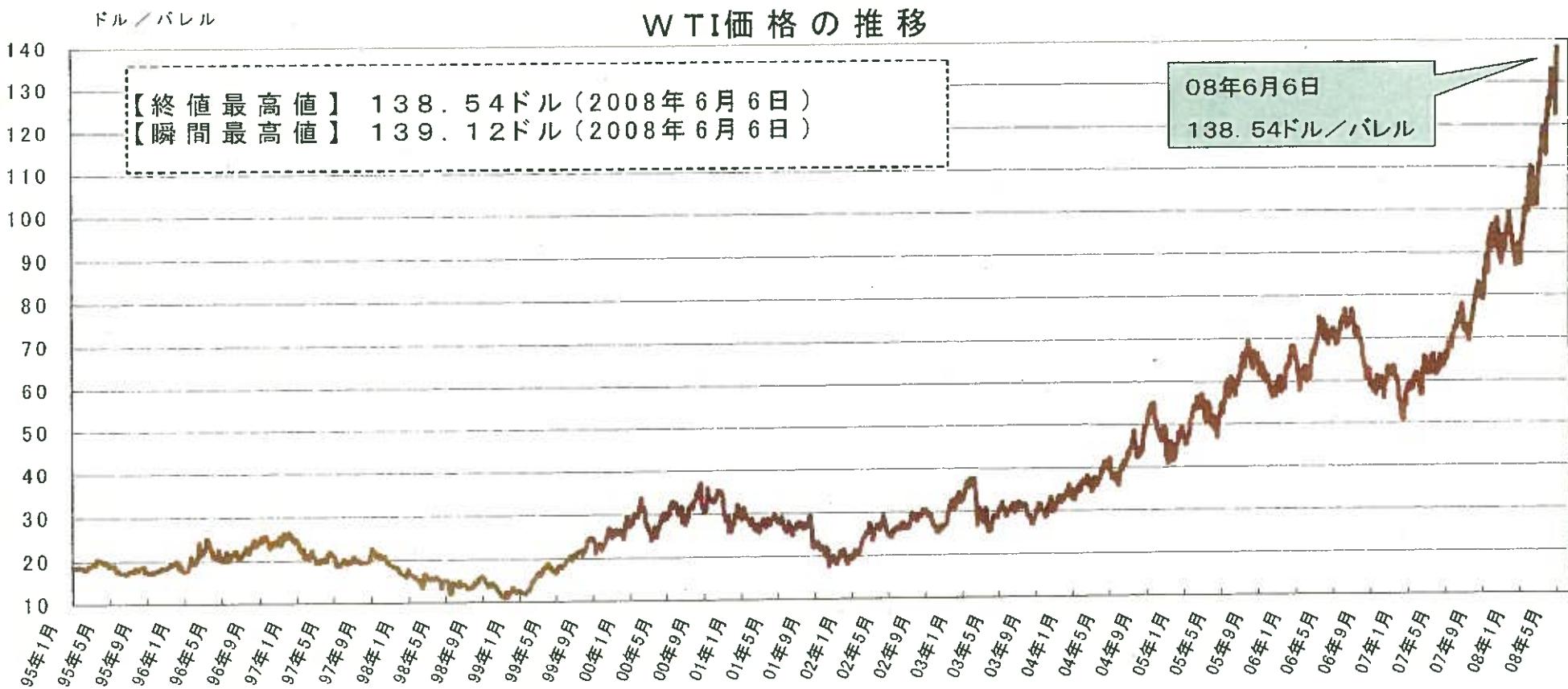


原油・石油製品価格の動向と対策

**平成20年6月
経済産業省**

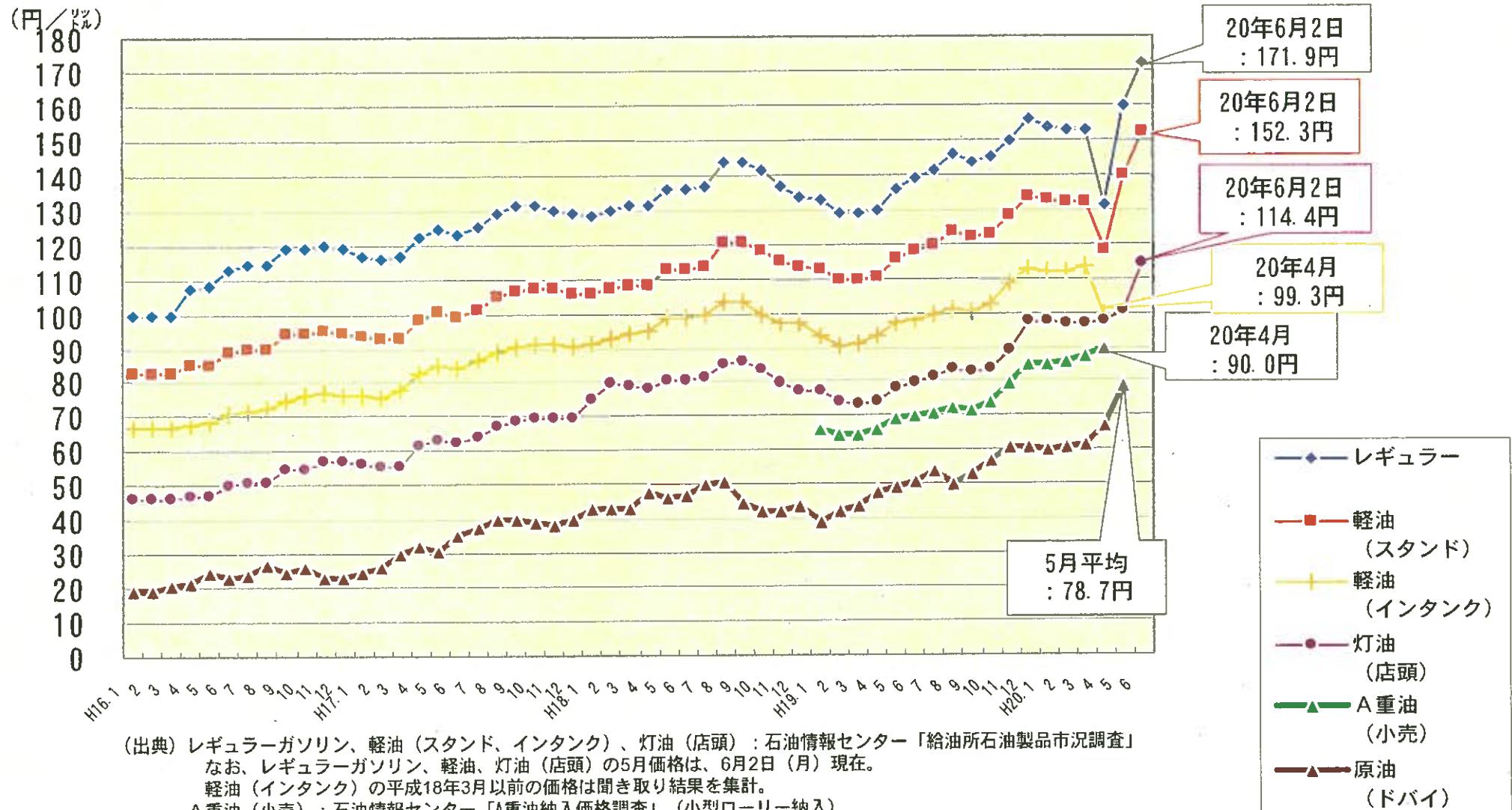
原油価格の動向

- 原油価格は2004年頃から上昇傾向にあり、2006年秋以降、暖冬を背景とした需要減少等により一時価格下落したものの、2007年に入ってからは再び上昇。
- WTI原油は2008年初に一時100ドルを記録した後も高水準で推移し、6月6日には終値で138.54ドル／バレルと、最高値を更新。※WTI=West Texas Intermediate
(瞬間値としては、6日の取引時間外に139.12ドル／バレルを記録。)



石油製品価格の動向

○原油価格の高騰を背景として、軽油等の石油製品の小売価格は上昇。



軽油等の需給状況

- 製品在庫は前年同期より増加。

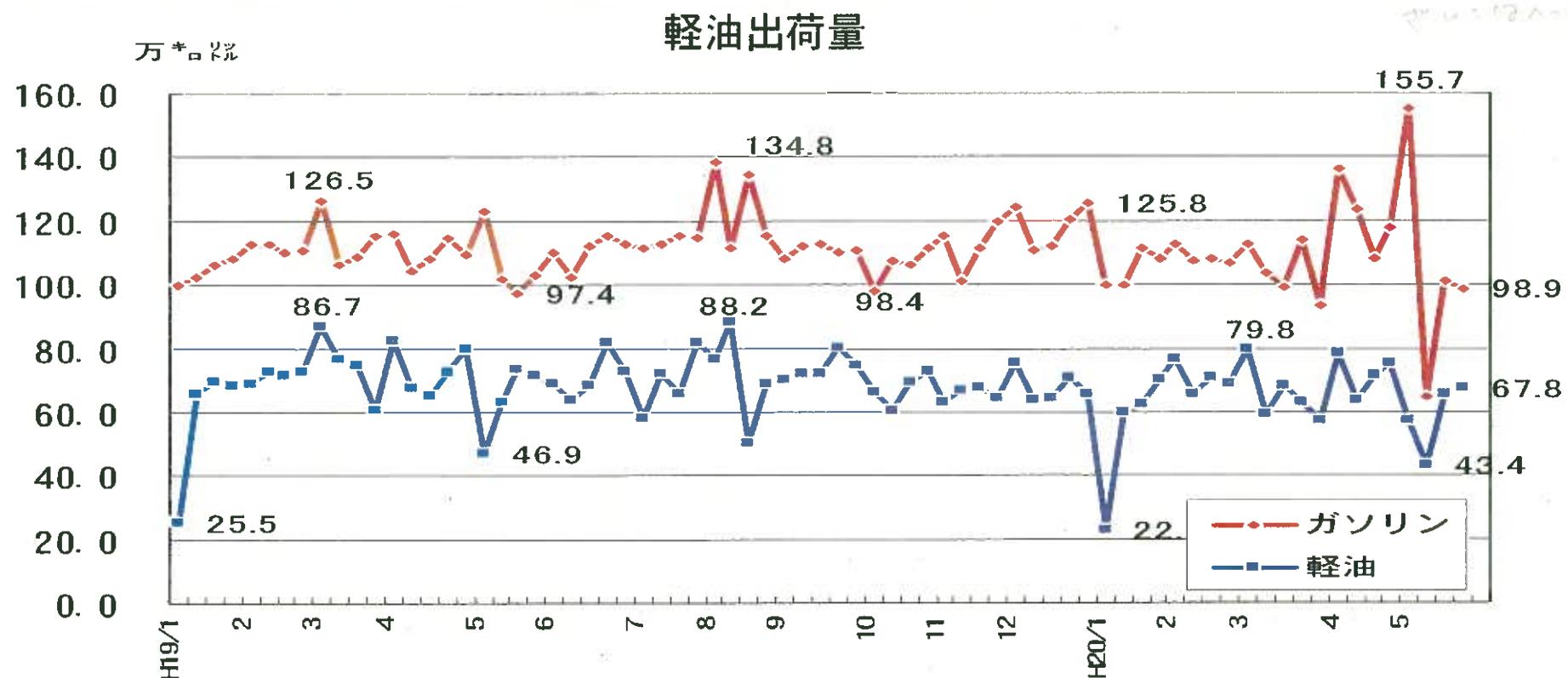
ガソリン：5月31日現在の在庫は233万kℓ

(平年同期比 + 9.6%)

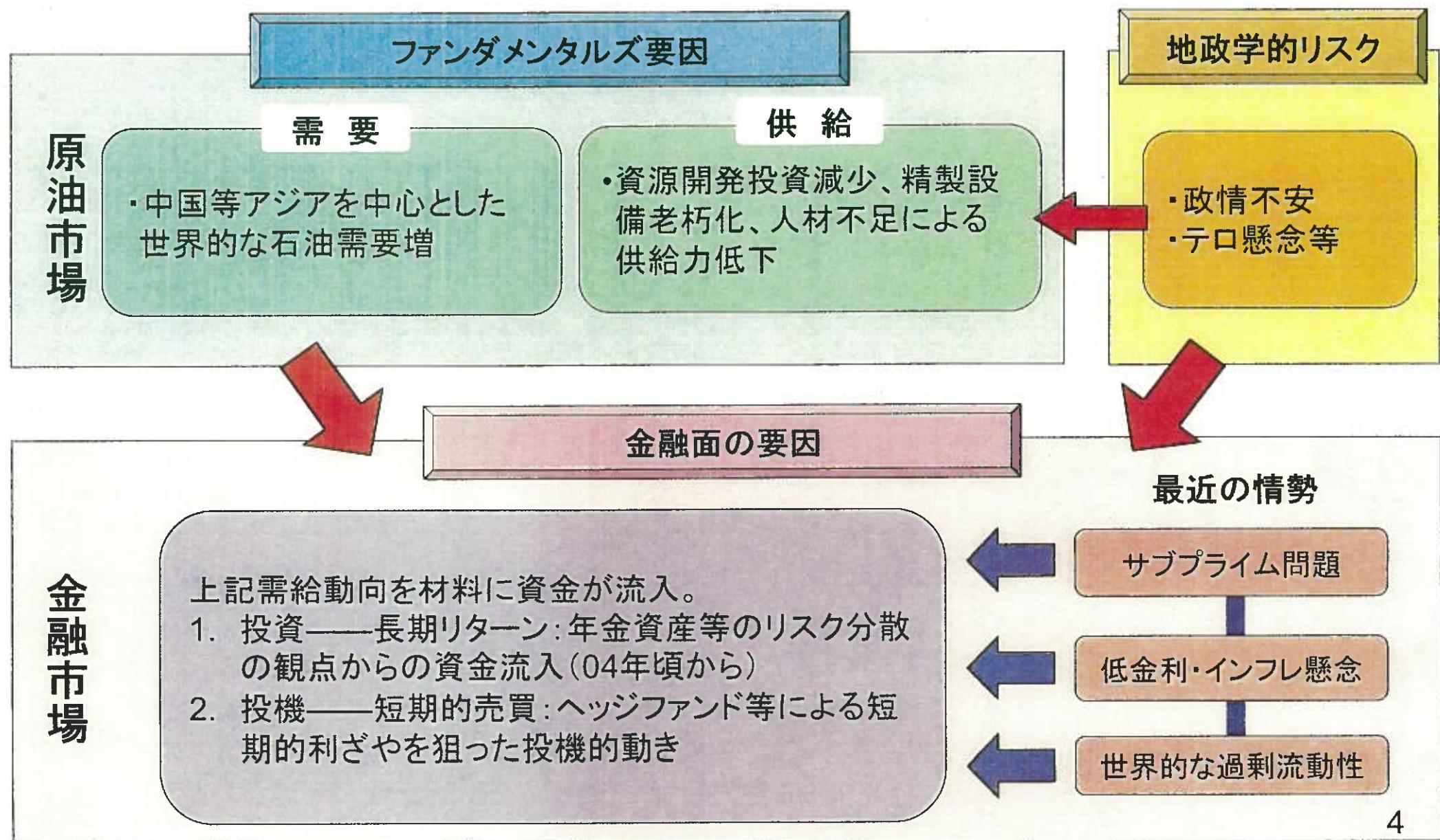
軽油：5月31日現在の在庫は175万kℓ

(平年同期比 + 9.8%)

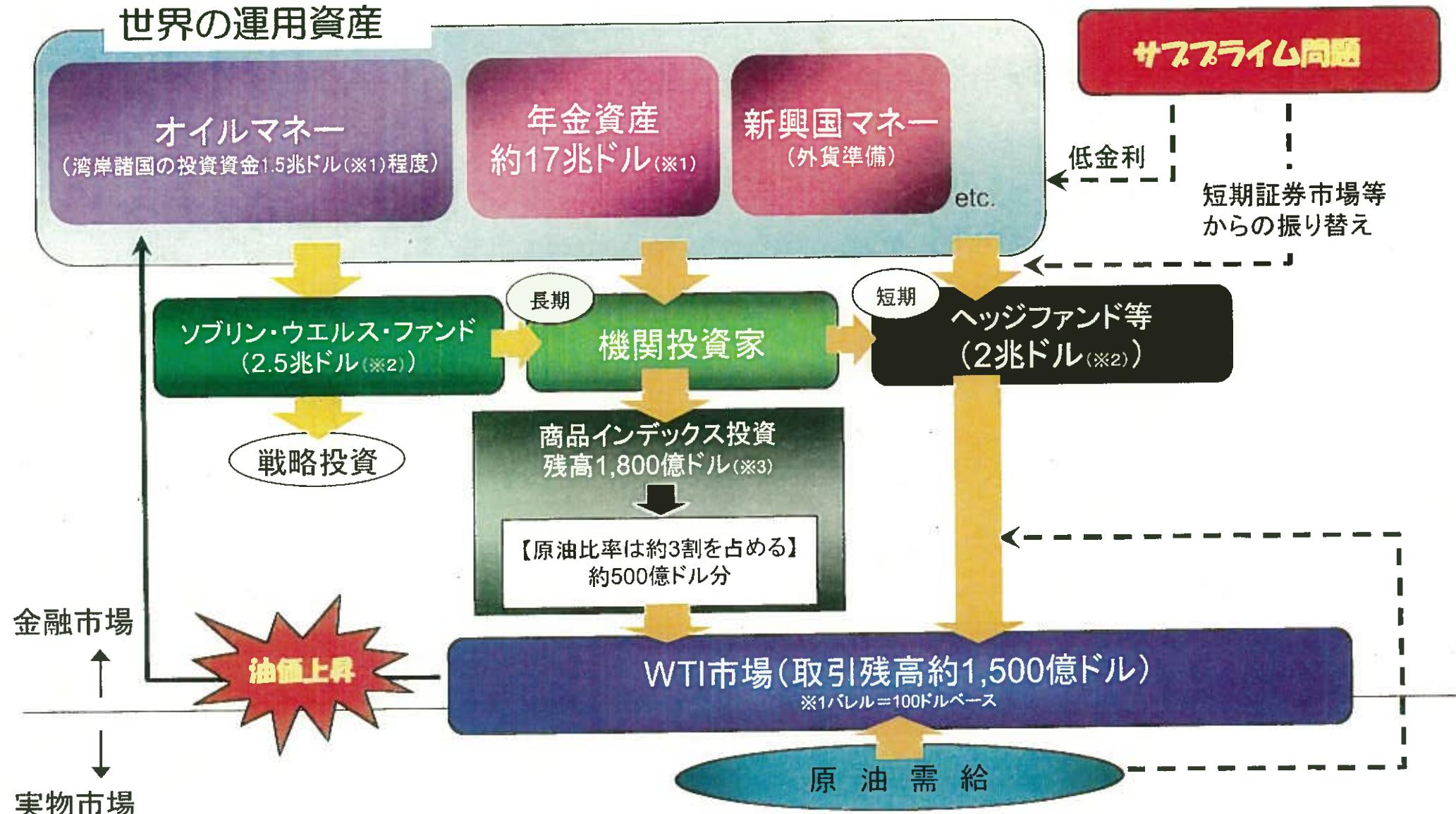
- 出荷量も概ね例年通りに推移（下図）。



価格高騰の要因



(参考)原油市場をめぐるマネーフロー



原油価格の高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への緊急対策の具体化について(取りまとめ)

～原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議(平成19年12月25日)～

最近における原油価格の急激な高騰は、国民の生活を直撃するとともに、十分な価格転嫁を行うことが難しい下請事業者をはじめとする中小企業や、漁業・農林業・運送業をはじめとする各業種に深刻な影響を与えている。

そこで、中小企業・下請事業者や各業種への対応、省エネなどの構造転換対策、国際原油市場への働きかけ等を一層強化するとともに、寒冷地・離島などの厳しい状況に置かれた国民の生活に対し、きめ細かく配慮の行き届いた対策を打ち出すことが緊急の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、12月11日に、総理主宰の下、主要閣僚・与党幹部による「原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」を開催し、6項目の柱からなる対策の「基本方針」を策定した。

この取りまとめは、当該「基本方針」に基づいて各項目の対策を具体化するものであり、今後、政府一体となって積極的に対策の実施に取り組んでいくこととする。

1. 中小企業など業種横断対策

- (1) 資金繰り支援・金融円滑化
- (2) 窓口・相談体制の整備
- (3) 原油等の価格上昇分の転嫁に関する周知徹底
- (4) 下請代金法・独占禁止法の厳格な運用等

2. 建設業、漁業、農林業、運送業、石油販売業など業種別対策 —対策を通じた国民生活の安定—

- (1) 建設業の受注価格の適正化等
(公共工事・民間工事)
- (2) 漁業
- (3) 農林業
- (4) 運送業
- (5) 生活衛生関係営業
(クリーニング業、公衆浴場等)
- (6) 石油販売業

3. 畦島、寒冷地など地方の生活関連対策

- (1) 畦島対策
(航路、航空路線等)
- (2) 地方バス路線の維持対策
- (3) 寒冷地における生活困窮者対策など
地方公共団体の
自主的な取組への支援等

4. 省エネ、新エネなど構造転換対策

- (1) 省エネルギー技術・設備の開発・導入促進
- (2) バイオ燃料・バイオマス
エネルギーの開発・導入促進
- (3) 石油以外の化石燃料・再生可能
エネルギーの開発・導入促進

対策の大きな柱(6項目)

5. 国際原油市場の安定化への働きかけ

- (1) エネルギー外交の強化

6. 石油製品等の価格監視等の強化

- (1) 原油価格等の高騰が生活関連物資の価格等に与える影響に関する調査
- (2) 石油製品の価格監視の強化、
安定供給の確保

※現時点で額が特定出来ない予算を除き、平成19年度補正予算：約430億円、平成20年度予算：約1720億

原油等の価格高騰を踏まえた中小企業対策

1. 金融面の支援

- (1)平成19年12月18日に、セーフティネット保証対象業種に、建築関連20業種に加えて、原油高関連4業種(クリーニング業、強化プラスチック製品製造業等)を追加指定。
- (2)政府系中小企業金融機関・信用保証協会において既往債務の返済条件を緩和
- (3)原油価格高騰対策として、信用保険制度の財政基盤強化のために中小企業金融公庫への出資金237億円を追加措置。(平成19年度補正予算)
- (4)信用保証協会におけるセーフティネット保証にかかる原油・建築関連の現行対象業種(53業種)の指定期間を6月30日まで延長。(平成20年2月29日)
- (5)信用保証協会におけるセーフティネット保証の対象業種を追加指定。(平成20年2月29日)
※原油高騰の影響を受けている業種を含め、業況の悪化が著しい業種について、リネンサプライ業等の30業種を追加指定した。
- (6)金融繁忙期である年度末に係る資金繰り円滑化のため、国民生活金融公庫の第三者保証人不要融資制度の融資限度額を、現行の2000万円から、セーフティネット融資等の融資限度額である4800万円に引き上げを実施。(平成20年2月25日～)
- (7)政府系金融機関、民間金融機関等に対しても配慮を要請。
- (8)4月1日から適用されるセーフティネット保証の対象業種を15業種追加。
(平成20年3月25日)

<貸付・保証実績>

- 件数:11,037件、金額1,964億円(平成17年9月～平成20年6月6日)

2. 下請適正取引の推進

○原油等の価格上昇分の転嫁に関する周知徹底

(1)関係事業者団体等に対し、原油等の価格上昇に伴う下請事業者への配慮等を行うよう要請。

(平成19年11月27日)

(2)現下の軽油価格高騰に対処するため、十分な協議による運賃改定の必要性等、全国の経済団体等に対し、下請・荷主適正取引推進のための緊急協力を要請(12月12日)。

○窓口・相談体制の整備

下請代金法違反の疑いがある行為に関する情報提供を促すべく、日本商工会議所、全国商工会連合会等に対して要請。(平成19年12月11日)

○下請代金法・独禁法の取締の強化

原油高によるコスト増の転嫁を不当に妨げる買いたたき等の下請代金法違反行為に対し、引き続き同法に基づく立入検査を積極的に実施するなど、下請代金法の厳格な運用に努める。また、事業者に対する書面調査件数を拡大するなど、下請代金法の取締強化を図る。

○下請適正取引の推進の徹底化

(1)下請取引ガイドライン中のベストプラクティスを集めたパンフレットを10万部作成・配布。
(平成20年2月22日) また、改訂版を12万部配布予定(平成20年6月)

　トラック運送業(平成20年3月14日)、建材・住宅設備産業(平成20年3月28日)に関する、下請適正取引等の推進のためのガイドラインを策定し、10業種に拡大。

(2)「下請かけこみ寺」本部及び各都道府県の窓口を開設し、下請取引に係る各種相談への対応等を実施。(平成20年4月1日)

3. 相談窓口

全国942箇所に特別相談窓口を設置

○ 累計相談件数:13,683件(平成17年9月～平成20年6月6日)

省エネ、新エネなど構造転換対策

○構造的に燃料費の節減となるよう、省エネルギー、新エネルギーへの支援を拡充。

NEDOエネルギー使用合理化事業者支援事業 (平成20年度：296億円の内数)

事業者が行う省エネの取組みで、省エネ効果が高いと認められるものに係る設備導入費等について補助。
関係省庁（国土交通省等）と連携し、運送事業者等も対象として支援。

(運送関係事業：平成19年度実績 55億円)

EMS（エコドライブ管理システム）



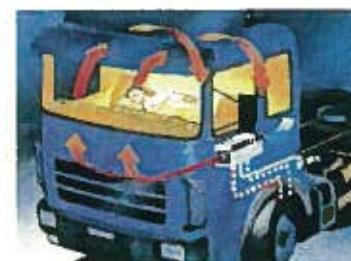
- ・トラック・バス・タクシーにおいて、エコドライブを継続的に実施するとともに、運行状況の指導を一体的に行う。
- ・価格：約200万円～1,000万円
- ・省エネ率：15%程度

蓄熱式暖房マット



- ・走行中に蓄熱マット内に蓄熱（シガーライターソケットから充電）
- ・待機・休憩時にエンジンを停止して仮眠などが可能
- ・1台当たり年間1.3kℓ程度の燃料削減

エアヒーター



- ・トラックの燃料・バッテリーを利用して空気循環式の燃焼式ヒーターを稼働（エンジン停止時でも稼働可能）
- ・1台当たり年間1.1kℓ程度の燃料削減

国際石油市場の安定に向けた国際的な取り組み

- 我が国のイニシアティブの下、国際石油市場の安定に向けた国際協調を推進。

1. ダボス会議の際の主要消費国会合の主催等(1月24日)

- 主要消費国閣僚会合を主催(日・米・英・EU・IEA)。
- カタール、サウジ等産油国要人に対し、増産等責任ある対応を要請。
- 投資拡大のため貿易保険を1兆円に拡大することを表明。

2. IEAによる価格形成にかかる専門家会合の開催(3月17日)

- 日本の主導で、投機や投資資金の油価への影響分析等の実態解明調査を実施。
- エネルギー・金融関係者(政府・規制当局を含む)等の各方面の専門家による専門家会合を開催。原油価格形成の要因や、データの透明性等について議論。

3. 国際エネルギーフォーラム(IEF)の開催(4月21・22日)

- 甘利経済産業大臣基調発言:
 - 現在の原油価格は異常な水準であり、この状況を放置すれば世界経済の後退につながり、産油国、消費国双方にとって望ましいものではない。とりわけ、資源に乏しい途上国の状況は切実。
 - 石油市場安定のため、産油国は増産・投資拡大など、必要なメッセージを市場に発することや、原油先物市場や投機資金の透明性を高めて、投機資金の行動に冷静さを促すことが重要。
- バイ会談では、サウジアラビアから「今後も供給ショートは決してさせず、また、そのための必要な投資を行っていく」という力強いメッセージ。

米商品先物取引委員会(CFTC)の監視機能強化について

- 米商品先物取引委員会(CFTC)は、5月29日と6月3日に相次いで、エネルギーをはじめとする先物市場の透明性向上させるための対策を発表。(その後、原油価格は一時10ドル近く下落。)
- 我が国の提唱により、IEAにおいて金融的側面に関する調査を実施する等、市場の透明性向上に向けて取り組んでおり、今般のCFTCの監視強化の動きも、こうした取り組みと軌を一にするもの。
※3月に行われた専門家会合においてもCFTCのインデックス取引のデータ収集、統計区分の問題等を議論。

CFTCに関する強化策の概要

1. **英国金融サービス機構(FSA)やICE(ロンドンにおけるブレント原油の取引所)との情報交換の拡充**
 - －英国内のWTI大口取引者のポジションをCFTCに開示。
 - －従来期近物のみだったWTI大口取引者のポジション開示を全ての限月に拡大。
 - －ICEのトレーダーがポジション枠を超えてWTIを取引した場合、ICEがCFTCに通報。
2. **米国内のインデックス・トレーダーに関する報告の強化**
 - －トレーダーに対し、月毎に従来よりも詳細な報告を義務づけ。
 - －当業者と非当業者の区分を含め、トレーダーの分類の見直しを検討。
 - －従来から公表されている月次トレーダー情報を2008年7月から改善。
3. **CFTCによる原油に関する捜査の実施**
 - －2007年12月に調査を開始した事実を明らかに。
 - －購入・運送・在庫・取引の全ての局面とデリバティブ取引に関して、価格操作や情報操作による不正な利益の獲得が行われていないかが捜査されている模様。

関係者の反応

- 上院エネルギー天然資源委員会委員長ビンガマン議員(民)は、CFTCの発表を歓迎するも、「規制強化と透明性向上のためさらに圧力をかける」と発言。
- NYMEXのCEOは、「これらの方策はCFTCの規制役割を高めるだろう」と評価。

5カ国エネルギー大臣会合及びG8+中印韓エネルギー大臣会合の開催

○6月7~8日、青森にて5カ国エネルギー大臣会合及びG8+中印韓エネルギー大臣会合を開催。世界のエネルギー需要の2/3を占める国が集まり、異常な原油価格に対する懸念を表明。省エネ、代エネの促進等を発信。また、原子力やCCSの重要性について大多数国からの支持。

【G8+中国、インド及び韓国エネルギー大臣会合共同声明より】

- 最近の原油価格高騰に対する深刻な懸念を共有。この価格は異常であり、消費国・産油国双方の利益に反する。現在の油価は、途上国をはじめとして重荷となっている。現在の経済状況打破のためには、金融・マクロ経済政策が重要であるとともに、エネルギー政策担当者による一致した行動が必要。
- 石油価格形成の短期的要因は在庫、地政学要因等複雑。石油市場の価格形成要因を更に分析していくことを支持する。この問題が来たるG8財務大臣会合で議論されることを歓迎。
- 構造的・長期的要因は運輸部門の原油需要増大と、エネルギー分野における投資不足。不確実性を減じ投資促進のためには、開かれた透明な市場と公正かつ効果的効率的な規制が必要。参加国は自国の生産投資極大化の必要性を宣言。他の産油国に対し投資の増加を要請。
- 省エネ、非在来型石油、代エネ促進等、国内政策を抜本的に強化。運輸部門の代替輸送・代替燃料技術が不可欠。石油製品取引の増大は市場安定に貢献。
- IEFの結果を歓迎。JODIを通じ完全で信頼に足るデータを提供。産油国・消費国は原油供給の不確実性を排除するために努力。
- 国際省エネパートナーシップ(IPEEC)設立を合意。

【5カ国エネルギー大臣会合共同声明より】(日・米・中・印・韓)

- 市場原理に立脚したエネルギー価格が省エネ、代替エネルギーに対する適切なシグナルを送ることから、従来型のエネルギーに対する価格補助金の段階的・漸進的な撤廃に向けて動くことが重要。